

**「大田市官民連携による新しい人の流れづくりモデル構築事業」
プロポーザル実施要領**

標記の業務に関し、下記のとおり、提案を募集します。

記

1. 業務の名称

大田市官民連携による新しい人の流れづくりモデル構築事業（業務委託）

2. 業務委託の内容

別紙「大田市官民連携による新しい人の流れづくりモデル構築事業」業務委託仕様書(以下「仕様書」という)」のとおり

3. 委託期間

令和7年6月1日から令和9年3月31日まで

4. 委託料上限額

12,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※令和7年度、8年度の合計

5. 応募資格

以下の（１）～（３）のいずれかに該当し、（４）～（８）のいずれにも該当するもの

- （１）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる法人及び個人。ただし、法人においては、大田市内に事務所を有し、個人事業主等においては、大田市内に住所があること
- （２）（１）に該当する者で構成された団体
- （３）その他市長が適当と認める団体
- （４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者であり、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けていない者

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者であり、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けていない者
- (6) 税の滞納をしていない者
- (7) 暴力団等又は暴力団等と関係を有する者でないこと
- (8) 宗教活動又は政治を主たる目的としている者でないこと

6. 対象事業

以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市をフィールドとして取り組む事業
- (2) 期日までに、補助対象経費の支払い及び実績報告が完了する事業
令和7年度分 … 令和8年3月31日
令和8年度分 … 令和9年3月31日
- (3) 許認可が必要な場合、既に許認可を取得している若しくは当該許認可の取得が確実であると見込まれるもの
- (4) 委託業務の完了後、民間事業者による事業化が見込まれる事業

7. 選定スケジュール

- (1) 企画提案書等受付期間 令和7年4月15日（火）～4月30日（水）
- (2) プレゼンテーション実施日 令和7年5月16日（金）
- (3) 審査結果通知 令和7年5月23日（金）
- (4) 業務委託契約締結日 令和7年6月 1日（日）

※上記のスケジュールは予定であり、変更する場合がある

8. 参加申込の手続き

- (1) 企画提案書の提出締切
令和7年4月30日（水）17時必着

- (2) 企画提案書の提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は書留郵便により令和7年4月30日（水）17時必着とする

(3) 提出物

下記提出書類を提出すること。

- 1) 審査会参加申込書（様式1）
- 2) 企画提案書（様式任意）※参考様式あり
- 3) 業務経費見積書（任意様式）
- 4) 暴力団等排除に関する誓約書（様式2）
- 5) 国税及び地方税に滞納がないことを証明する書類
 - ① 消費税及び地方消費税に関する納税証明書（3ヶ月以内に取得したもの（写し可））
 - ② 都道府県における法人事業税に滞納がないことの証明書（3ヶ月以内に取得したもの（写し可））
 - ③ 大田市税に関する納税証明書（3ヶ月以内に取得したもの（写し可））
- 6) その他添付書類
 - ① 定款等（法人格を有しない場合は、運営規約等）の写し
 - ② 法人にあっては、法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの（写し可））
 - ③ 役員名簿
 - ④ 事業者（連携する事業者も含む）の組織体制や業務内容を表するもの（概要、パンフレット等）
 - ⑤ 直近1年の事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表、損益計算書
 - ⑥ その他、市長が必要と認める書類

(4) 提出先

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111

大田市 政策企画部 政策企画課

(5) その他

1) 企画提案書等の変更の禁止

提出期限後において、提出した企画提案書等の変更はできない。ただし、軽微な訂正・差し替え（誤字・脱字を改めるものに限る。）は除く。また、企画提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

2) 提案数

1 団体につき 1 提案とする。

3) 著作権の帰属

提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案選定の公表等必要な場合には、本市が無償で利用できるものとする。

4) 費用の負担

提案に要した費用はすべて提案者の負担とする。

5) 提案の辞退

企画提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

※令和 7 年 5 月 1 2 日 (月) 必着とする。

9. 委託先の選考方法

(1) 審査方法

- ・「大田市官民連携による新しい人の流れづくりモデル構築事業」委託事業者審査会(以下、「審査会」という)において、プレゼンテーション審査(説明 20 分、質疑 20 分)を行い、提出書類を審査する。
- ・プレゼンテーションの実施日時等については、令和 7 年 5 月 9 日(金)までに提案者に通知する。

(2) 審査内容

- ・審査は、次の各項目の評価基準により、各項目の配点の合計を 100 点満点として採点する。

項目		説明	配点
業務実施体制	業務実績	業務執行能力があるか	10 点
	業務実施体制	実施体制を確立しているか	10 点
	スケジュール	実施のスケジュールは適切か	10 点
企画提案内容	的確性	事業の内容・趣旨に沿った提案か	20 点
	実現性	事業の実現可能性は高いか	20 点
	独創性	提案内容に独自性や工夫があるか	15 点
業務経費	業務コスト	業務内容が適正に見積もられているか	15 点
合計			100 点

※応募者が 1 者であっても審査会を行う

※各審査員の得点が 60 点未満の場合、選定の対象とならない

※同点の提案者がある場合は、審査会において協議し、順位を決定する

(3) 審査結果の通知

審査結果については、令和7年5月下旬に通知するほか、市公式ホームページにおいて公開する。なお、審査結果に対する異議申し立てには一切応じない。

10. 失格事項

プロポーザル参加事業者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) 審査の公平性を妨害するような不正行為があった場合
- (5) 正当な理由なく、プレゼンテーションを欠席した場合
- (6) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

11. 業務委託契約の締結

- ・大田市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。協議が整わない場合、受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。
- ・受託候補者が、この実施要領に定める事項に違反した場合、契約を締結しないことがある。

12. その他

- (1) 厳正を期するため、公募開始から受託候補者決定までの期間、本案件の選定作業に影響を与える可能性のある一切の営業活動を禁止する
- (2) 提出された企画提案書等の書類は一切返却しない
- (3) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある
- (4) 企画提案書等は、大田市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開される場合がある。ただし、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については非開示となる場合がある
- (5) プロポーザル参加に要した費用は全て参加事業者の負担とする

【問い合わせ先】

大田市 政策企画部 政策企画課 (E-mail : o-seisaku@city.oda.lg.jp)

※電子メールで行うこと (電話や直接訪問による問い合わせには応じない)。